

食安監発0831第3号
平成27年8月31日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成26年8月1日付け食安監発0801第1号（最終改正：平成27年3月27日付け食安監発0327第2号））により取り扱っているところです。同通知中、記の1に係る対日輸出施設のリストについて、ポーランド農業村開発省からウェブサイトの掲載場所の変更に係る連絡があり、今後は下記のウェブサイトに掲載されますので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、平成26年9月22日付け食安監発0922第1号については廃止します。

ポーランド農業村開発省ウェブサイト

http://old.wetgiw.gov.pl/index.php?action=art&a_id=1855

Lista podmiotów zatwierdzonych do eksportu na rynek Japonii w zakresie mięsa wołowego oraz produktów z mięsa wołowego

(The list of meat establishments approved for export of beef meat and beef meat products to the Japanese market)